2021年 4月 15日 No.203　　発行責任者 田中 孝史

かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしん

第203号
郵政産業ユニオン PIWU TOKYO

郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3−6−3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

長崎集団訴訟で勝利和解

「非正規社員の待遇改善に努力」と会社が表

郵政ユニオンの非正規組合員154人が原告として立ち上がった郵政20条集団訴訟は1年が経ちます。この訴訟で変化がありました。

約131万円の支給で和解

集団訴訟は全国7地裁で起こしていますが、3月30日、長崎地裁でたたかっていた4人の原告が約131万円で和解しました。集団訴訟での和解は初めてです。

内容は昨年10月15日に出された郵政20条最高裁で示された判断に合わせたものとなっています。最高裁で不合理な格差と認められた部分(年末年始手当、扶養手当、有給の病気休暇等)が和解協議に進められ、原告の請求した金額が支払われたのです。

その際、日本郵便から「期間雇用社員の待遇改善に真摯に務めることを表明する」という文言が盛り込まれました。この文言は最高裁判決の際に会社は「問題の重要性に鑑み、速やかに労使交渉を進め、必要な制度改正について適切に取り組んでいきたい」というコメントを発表し、それに沿った内容と言えます。

集団訴訟は6地裁で行われており、東京地裁には57人が提訴しています。完全勝利に向けて引き続きご支援をお願いします。

制度改正は全体の底上げを

最高裁判決から半年が経過しました。判決直後、会社は1月末には就業規則の変更等の制度改正を示していきたいとしていましたが、いまだにされていません。早期に示すと共に、その内容は非正規社員全体の労働条件を改善すること、その改善は正社員の労働条件を切り下げることのないよう再度求めておきます。

汚染水を海に捨てるな

4月13日、原発事故で出された汚染水を海に捨てようとする政府に緊急抗議。

かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしんぶんか